

泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第99条の規定により入札参加資格を与えられた業者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等について必要な事項を定める。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者（使用人を含む。以下同じ。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、泉大津市指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）の議を経て、当該措置要件ごとに定める期間指名停止を行うものとする。この場合において、指名停止期間は、当該指名停止の事由となった事実を市長において認定した日から起算するものとする。

2 市長は、一般競争入札を実施する場合において、前項の規定により指名停止を受けている有資格業者（以下「指名停止業者」という。）について一般競争入札への参加を認めているときであっても、当該一般競争入札に参加させないものとする。

3 市長は、指名競争入札を実施する場合において、指名停止業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

4 市長は、指名停止期間の満了後、なお当該指名停止の事由となった事実が継続していると認める有資格業者に対しては、再度指名停止を行うことができる。

(下請負人及び共同企業体に係る指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止の事由について責めを負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止期間と同一期間の指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（当該指名停止の事由について、明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）についても、指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体についても、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例等)

第4条 有資格業者が1の事案により別表に掲げる措置要件の2以上に該当するときは、措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものをもって当該有資格業者の指名停止期間とする。この場合において、指名停止期間に長期及び短期の定めのある措置要件に該当しているときは、適応させる指名停止期間を定めた上で他の措置要件に定める指名停止期間と比較するものとする。

2 有資格業者が、指名停止期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、他の事案について別表に掲げる措置要件に該当することとなったとき、又は第2条第4項の規定により再度指名停止を行ったときは、別表及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に定める期間のそれぞれ2倍に相当する期間を指名停止期間とするものとする。ただし、その期間は、3年を超えないものとする。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名委員会

の議を経て、別表に規定する期間（前項の規定を適用して定めた期間を含む。次項において同じ。）の2分の1に相当する期間を当該有資格業者に係る指名停止期間とすることができる。ただし、その期間は、1月を下らないものとする。

4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は有資格業者が極めて重大な結果を生じさせたため、指名委員会の議を経て、別表に規定する期間を超える期間を定める必要があると認めるときは、同表に規定する期間の2倍に相当する期間を当該有資格業者に係る指名停止期間とすることができる。ただし、その期間は、3年を超えないものとする。

5 市長は、指名停止業者に係る指名停止事由について、情状酌量すべき特別の事由が明らかになったときは、指名委員会の議を経て、指名停止期間を2分の1に、極めて悪質な事由があることが明らかとなったときは、指名委員会の議を経て、指名停止期間を2倍に変更することができる。ただし、その期間は、1月を下らず、3年を超えないものとする。

6 前項の規定により指名停止期間を2分の1に変更する場合において、既に当該変更後の期間を徒過しているときは、指名委員会の議を経て、当該指名停止業者に係る指名停止を解除するものとする。

7 市長は、別表8の項各号のいずれかに該当するとして指名停止を行う場合において、同項に該当することとなった有資格業者から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の4第1項から第3項までのいずれかに該当する旨の申出を受け、これを確認したときは、同表8の項に規定する期間の2分の1に相当する期間を指名停止期間とすることができる。

8 市長は、別表8の項各号のいずれかに該当するとして既に指名停止を受けている有資格業者から、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までのいずれかに該当する旨の申出を受け、これを確認したときは、当該入札参加停止期間を2分の1に変更することができる。第6項の規定は、この場合について準用する。

9 第3項、第5項、第7項又は第8項の規定により指名停止期間を定め、又は変更する場合において、当該指名停止期間に1月未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

10 市長は、指名停止業者が指名停止事由について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、指名委員会の議を経て、当該指名停止業者に係る指名停止を解除するものとする。
(指名停止の承継)

第5条 市長は、指名停止業者から合併等により営業を実質的に承継したと認められる有資格業者があるときは、当該営業を承継した有資格業者に対して引き続き指名停止を行うものとする。
(指名停止等の通知)

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第4項、第3条若しくは前条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止期間を変更し、又は同条第6項若しくは第10項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対しその旨を通知するものとする。

2 所管部長等は、指名停止、指名停止期間の変更又は指名停止の解除があったときは、必要と認める部課（かい）長等にその旨を通知するものとする。

3 市長は、指名停止を行った場合において必要と認めるときは、当該指名停止業者から改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、指名停止業者を本市の随意契約の相手方としないものとする。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 市長は、指名停止業者が本市契約に係るものを下請けし、若しくは受託し、又は当該契約の完成保証人となることを承認しないものとする。ただし、当該指名停止業者が指名停止前に下請負人あるいは完成保証人となっている場合はこの限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名回避)

第10条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、指名委員会の議を経て、当該要件に該当するか否かの確認ができる日まで当該有資格業者に対する指名回避を行うことができる。この場合において、指名回避の期間を定めるときは、別表に掲げる措置要件ごとに定める期間を超えないものとする。

2 市長は、有資格業者が経営不振に陥った場合は、経営が再建されたと認められる日まで指名委員会の議を経て、指名回避を行うものとする。

3 前2項の規定による指名回避は、当該指名回避の事由となった事実を市長において認定した日から起算するものとする。

4 市長は、第1項の規定により指名回避を行った有資格業者が、別表に掲げる措置要件に該当しないことが明らかになったと認められるとき若しくは第1項の規定による指名回避の期間が別表に掲げる措置要件ごとに定める期間を徒過したとき、又は第2項の規定により指名回避を行った有資格業者の経営が再建されたと認められるときは、指名委員会の議を経て、当該指名回避を解除するものとする。

5 第2条第3項及び第4項、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条並びに第8条の規定は、第1項及び第2項の規定により指名回避を行う場合について準用する。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 本市契約に係る一般競争、指名競争及び随意契約において、入札参加資格審査申請書、資格確認調書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	6月
(過失による粗雑工事)	
2 本市契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く）。	3月
(履行成績不良)	
3 本市契約の履行成績が不良と判定されたとき。	3月
(契約違反)	
4 本市契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) 契約の履行遅滞により損害金の請求がなされたとき。	1 2月
(2) 有資格業者の責めにより契約の解除がなされたとき。	2 4月
(3) 完成保証人に対し、契約の履行請求がなされたとき。	2 4月
(4) 完成保証人として、履行請求を受けたにもかかわらず、その義務を果たさなかったとき。	1 2月
(5) 監督又は検査の実施、その他契約に関する業務の執行に当たり威圧その他の行為により業務の執行を妨げたとき。	3月～2 4月
(6) 契約に基づく措置請求に従わなかったとき。	6月
(7) その他契約条項に違反したとき（違反が軽微であるものを除く）。	3月
(公衆損害事故)	
5 契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、公衆損害事故を生じさせたと認めるとき。	
(1) 当該事案が本市契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。	
ア 公衆に死亡者を生じさせたとき。	6月
イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は公衆の財産に損害を与えたとき（損害が軽微であるものを除く）。	3月
(2) 当該事案が本市以外の契約に係る公共工事であって、次のいずれかに該当したとき。	
ア 公衆に死亡者を生じさせたとき。	3月
イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は公衆の財産に損害を与えたとき（損害が軽微であるものを除く）。	1月
(履行関係者事故)	
6 契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、履行関係者に事故を生じさせたと認めるとき。	

<p>(1) 当該事案が本市契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 履行関係者に死亡者を生じさせたとき。</p> <p>イ 履行関係者に負傷者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 当該事案が本市以外の契約に係る大阪府内の公共工事であって、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(贈賄)</p> <p>7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次の各号のいずれかに対して行った贈賄（刑法第198条）の容疑で逮捕され、又は公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 当該事案が本市の職員（特別職を含む。）に対して行われたものであるとき。</p> <p>(2) 当該事案が本市職員以外の他の公共機関の職員（特別職を含む。）に対して行われたものであるとき。</p> <p>ア 大阪府内</p> <p>イ 大阪府外</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 当該事案が本市契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 刑事告発を受け、逮捕され、又は公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>ウ 契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 当該事案が本市以外で履行される契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 刑事告発を受け、逮捕され、又は公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>ウ 契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(建設業法違反)</p> <p>9 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に規定する処分を受けたとき。</p> <p>(1) 同条第1項の規定により指示を受けたとき。</p> <p>(2) 同条第3項の規定により営業停止を命ぜられたとき。</p> <p>(談合)</p> <p>10 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6により逮捕され、又は公訴を提起された場合で、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 当該事案が本市契約に係るもの。</p>	<p>3月</p> <p>1月</p> <p>1月</p> <p>24月</p> <p>12月</p> <p>6月</p> <p>24月</p> <p>12月</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>12月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>期間に2～3月を加算</p> <p>24月</p>
---	---

<p>(2) 当該事案が本市以外の契約に係るもの。</p> <p>ア 大阪府内</p> <p>イ 大阪府外</p> <p>(暴力行為等)</p>	<p>1 2 月</p> <p>6 月</p>
<p>1 1 次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 業務に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が暴力行為等を行った場合で、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 当該事案が本市職員に対するもので、逮捕され、又は公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 当該事案が本市職員に対するもので、上記ア以外の場合でその事実を認知したとき。</p> <p>ウ 上記ア、イ以外で、逮捕され、又は公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づき暴力的要求行為の中止命令を受けたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>2 4 月</p> <p>1 2 月</p> <p>1 2 月</p> <p>1 2 月</p>
<p>1 2 前各号に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為をした場合で、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 本市契約に係る競争入札の公正な執行を妨げたとき。</p> <p>(2) 本市契約に関し、指名されたにもかかわらず、正当な理由なく入札に参加しなかったとき。</p> <p>(3) 本市契約に関し、落札したにもかかわらず正当な理由なく契約しなかったとき。</p> <p>(4) 業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表されたとき。</p> <p>(5) 業務に関し、各種法令に違反し、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。</p> <p>(6) (4)及び(5)に掲げる場合のほか、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、契約の相手方として不適當と認められるとき。</p>	<p>1 月～1 2 月</p> <p>2 月</p> <p>1 2 月</p> <p>1 月～3 月</p> <p>1 月～1 2 月</p> <p>1 月～3 月</p> <p>1 月～2 4 月</p>